

令和8年度 鳥取市監査等基本計画

令和8年4月3日
鳥取市監査委員決定

1 基本方針

市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的に、指導に重点を置いて監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施する。

監査等は、鳥取市監査基準の規定に従い、次の事項を基本として実施する。

- (1) 財務及び事務の執行が、法令、条例、予算等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、必要に応じて違法、不当な事項等を指摘し、是正又は改善を求め、適正な事務事業の管理及び執行の確保を図る。
- (2) 厳正かつ公平な態度で臨み、指導監査を第一義とし、より軽易な事項については適宜注意し、違法、不当な行為等の防止及び効率的な事務事業の管理及び執行に資する。
- (3) 従前に指摘、注意又は指導した事項に対する改善措置状況に十分留意する。
- (4) 監査等の計画的実施及び質的向上に努め、地方自治の本旨の実現に寄与する。

2 実施方針

- (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

ア 原則として部局等ごとに、課を単位として、全課（施設を含む。）について、3年周期を目途に実施する。

イ 共通重点項目は、予算執行事務、財産管理事務及び現金取扱事務とする。

ウ 監査の実施に当たっては、法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則っているかについて留意する。（法第199条第3項）

- (2) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

ア 各月の出納検査を翌月下旬以降に実施する。

イ 出納状況（事務執行状況を含む。）について、説明聴取を次のとおり実施する。

(ア) 会計管理者 4月、10月

(イ) 各事業管理者 4月、10月

ウ 現金預金の残高について、4月、7月、10月及び1月に、前月末現在の残

高証明書の提出を求める。

エ 現金預金の照合及び有価証券等の確認を年1回実施する。

- (3) 決算審査等（法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から提出された決算書等関係書類により、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算、基金の運用状況、健全化判断比率及び資金不足比率の審査を実施する。なお、審査に当たっては、前年度以前の定期監査や例月出納検査の状況に留意する。

- (4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助団体等監査実施要領に基づき、次の団体に対する監査を適宜実施する。

ア 補助金等交付団体 本市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体をいう。

イ 出資団体 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。

ウ 指定管理者 本市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体をいう。

- (5) 行政監査（法第199条第2項）、随時監査（法第199条第5項）

必要があると認めるとき、適宜実施する。

3 併任監査等事務

鳥取県東部広域行政管理組合について、次の監査等を実施する。

- (1) 例月出納検査

ア 予備調査の報告を4月、7月、10月、1月に実施する。

イ 会計管理者の説明聴取を4月、10月に実施する。

- (2) 定期監査

課を単位とし、全課を3年周期で実施する。

- (3) 決算審査

組合管理者から提出された決算書等関係書類により審査を実施する。なお、審査に当たっては、前年度以前の定期監査や例月出納検査の状況に留意する。

4 実施計画

2、3に定める監査等の実施については、別途定める。

5 品質管理方針

(1) 基本方針

監査等が、鳥取市監査基準、本計画及び実施計画等に適合し、適切に実施されているかについての品質管理を実施する。

(2) 実施方法

ア 日常的な品質管理

事務局職員は、監査等の各段階において、下記により日常的に確認する。

(ア) 監査等の着眼点を記載したチェックシート

(イ) 従前に指摘、注意又は指導した事項に関して、実査で確認した内容の記録

(ウ) 徴取した帳票や関係法令等の根拠資料

イ 定期的な品質管理

監査委員は、指摘事項等に関する監査内容について、事務局に調査記録等の提示と説明を求め、定期的に確認する。